

第 1 章

第三次川越市 環境基本計画の概要

1

計画の目的

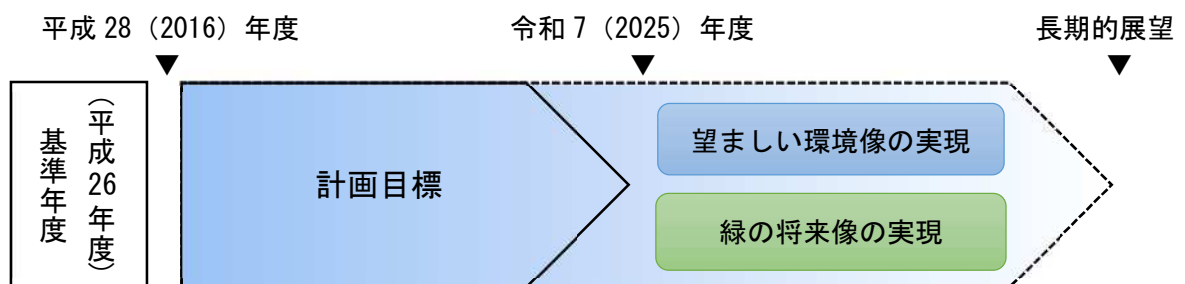
第三次川越市環境基本計画は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づき、本市の良好な環境を保全・創造し、次の世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。市民、事業者、民間団体及び市が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもとに、本市の将来の望ましい環境像を実現することを目指します。

2

目標年度

平成26年度を基準年度として、目標年度は令和7年度とします。なお、地球環境や自然環境などの分野を含むため、長期的展望も踏まえます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行います。



3

対象とする環境の範囲

第三次計画は、次に示すように、足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえた範囲を対象とします。

地球環境	地球温暖化(資源・エネルギー)、酸性雨、気候変動、その他の地球環境問題 等
生活環境	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射線物質 等
自然環境	地形・地盤、動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、水辺、田、畑、河川、樹林地、水の循環 等
快適環境	都市の緑化、歴史・文化、景観、交通、自然災害 等

将来の望ましい環境像や緑の将来像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくことが期待されます。

市

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理等において、環境負荷の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

さらに、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し、計画を推進していきます。

市民

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境保全及び創造のための積極的な行動を実践するように努める責務があります。

さらに、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

事業者

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守する責務があります。また、業種、規模等に応じて、資材・原料の調達、製造・加工、流通・販売等、事業活動の各段階において、環境負荷の低減を行い、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表等を通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

民間団体

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的かつ積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。

また、他の団体や市民、事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動をすることが求められています。

滞在者

本市を訪れた観光客及び滞在者は、前述の市民や事業者の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

5

望ましい環境像

本市が目指す将来の望ましい環境像は、第二次計画を引き継ぎ、第四次川越市総合計画との整合を図りながら、併せて長期的展望を踏まえ、「**みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち**」とします。

各主体の協働のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよいと感じることができる環境づくりに努めます。

6

環境目標と施策の体系

望ましい環境像を実現するため、5つの環境目標を設定するとともに、その達成に努めます。なお、各環境目標については、施策を展開するにあたってのキーワードを設定しています。

望ましい環境像の実現

